

## 三重県後期高齢者医療広域連合高額療養費特別支給金支給規則

平成21年 8月20日規則第6号  
改正 平成21年11月 5日規則第7号

### (趣旨)

第1条 平成20年4月2日から12月31日までの間において、月の初日以外の日において高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第52条第1号に該当するに至ったことにより後期高齢者医療制度の被保険者となった者（以下「特定期間年齢到達者」という。）については、75歳に到達したことによりそれまで加入していた医療保険制度から後期高齢者医療制度に移行することにより家計の負担が増加することがあったことから、当該負担増加相当額について高額療養費特別支給金（以下「支給金」という。）を支給する。なお、支給金の支給については、別に定める場合を除き、この規則に定めるところによる。

### (支給対象者)

第2条 支給金の支給の対象者は、特定期間年齢到達者が法第52条第1号に該当するに至った日（以下「到達日」という。）の属する月（以下「到達月」という。）に後期高齢者医療制度の被保険者として受けた療養（以下「到達月の療養」という。）について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第357号。以下「改正令」という。）第1条による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高齢者医療確保令」という。）の規定により支給される高額療養費及び他の公費負担（地方単独事業による負担を除く。以下同じ。）の支給後の自己負担額（以下「改正前の高齢者医療確保令による自己負担額」という。）が、仮に改正令第1条による改正後の高齢者医療確保令の規定を適用したとするならば支給されることとなる高額療養費及び他の公費負担の支給後の自己負担額（以下「改正後の高齢者医療確保令による自己負担額」という。）を超える者（以下「支給対象者」という。）とする。

### (支給金の額)

第3条 支給対象者に対して支給する支給金の額は、当該支給対象者の到達月の療養に係る改正前の高齢者医療確保令による自己負担額から当該到達月の療養に係る改正後の高齢者医療確保令による自己負担額を控除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が到達月において属する世帯に他の被保険者がいる場合であって、到達月において当該他の被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者として受けた療養について改正前の高齢者医療確保令の規定により支給される高額療養費の額から当該療養について仮に改正令第1条による改正後の高齢者医療確保令の規定を適用したとするならば支給されることとなる高額療養費の額を控除して得た額（以下「他の被保険者に係る高額療養費の差額」という。）がある場合には、当該支給対象者に対して支給される支給金の額は、同項により支給される額から当該他の被保険者に係る高額療養費の差額を控除して得た額とする。

（支給方法等）

第4条 支給金は、支給対象者から的高額療養費特別支給金支給申請書（様式第1号、以下「支給申請書」という。）に基づき、三重県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）において支給申請書等の内容及び必要書類の有無等を審査したうえで、前条に規定する支給金の額がある場合に支給することとする。なお、支給金の支給は、支給対象者からの申請後1ヶ月を目途に行うものとする。

- 2 三重県後期高齢者医療広域連合長（以下、「広域連合長」という。）は、前項で支給金の支給決定を行ったときは、高額療養費特別支給金支給決定通知書（様式第2号）により支給対象者に通知するものとする。

- 3 広域連合長は、支給金の支給申請を却下するときは、高額療養費特別支給金支給申請却下通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（支給金の額の計算の対象となる療養の範囲）

第5条 支給金の額の計算の対象となる療養は、平成22年1月29日までに広域連合において確認した療養とする。

（支給申請受付開始日及び支給申請期限）

第6条 支給金の支給申請受付開始日は平成21年9月1日とし、支給申請期限は平成22年1月29日とする。なお、平成22年1月29日以前の通信日付印のあるものについては、支給申請期限までに申請されたものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第7条 支給申請期限までに支給対象者からの申請が行われなかった場合は、支給金の受領を辞退したものとする。また、支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等の事由により支給できなかった場合において、広域連合長が補正等を求めたにもかかわらず、平成22年3月12日までに支給

対象者による補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとする。

附 則（平成21年8月20日）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 月 日）  
この規則は、公布の日から施行し、平成21年8月20日より適用する。

### 高額療養費特別支給金支給申請書

被保険者番号		氏名	
支給（申請）金額		申請期限	

（あて先）三重県後期高齢者医療広域連合長

次のとおり申請します。

なお、口座番号の記載間違い等で支給がされなかった場合で、平成22年3月12日までに、広域連合で正しい口座内容等が確認できない場合は、支給金が支給されないことに同意します。

**【受取方法】**

※次の1～3のいずれかの（ ）内に○をつけ、一番下の欄に名前を記入してください。

- （ ） 1. 高額療養費受領のために登録している口座への振込を希望する。
- （ ） 2. 次の口座への振込を希望する。

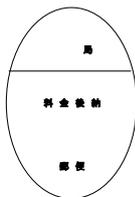
※ ゆうちょ銀行の場合は、「ゆうちょ」と記入してください。

振込先	※	銀行	本店・支店	預金種別	1.普通 2.当座 ( )
		信用金庫 信用組合 協同組合	( )		
口座番号等 (右詰に記載)					
口座名義	フリガナ				
	氏名				

- （ ） 3. 支給金の受領を希望しない。（受領を辞退します。）

**【申請欄】 ※ 必ずご記入ください。**

住所	
申請者氏名	印
電話番号	



三後高医第 号

高額療養費特別支給金支給決定通知書

年 月 日

三重県後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療に係る高額療養費特別支給金の支給については、  
下記のとおり決定しましたので通知します。

- 1. 被保険者番号
- 2. 被保険者氏名
- 3. 根拠となる年月等      平成    年    月
- 4. 支給金額
- 5. 振込日                    年    月    日  
※申請いただいた口座等に振り等がある場合、振込が遅れることがあります。
- 6. 振込先

高額療養費特別支給金支給決定通知書に関することは、  
三重県後期高齢者医療広域連合事業課 電話059-221-6884  
又は、はがき表面の問い合わせ先へお尋ねください。

◆問い合わせ先

三重県後期高齢者医療広域連合長

高額療養費特別支給金支給申請却下通知書

後期高齢者医療に係る高額療養費特別支給金の支給については、次のとおり却下しましたので通知します。

1. 被保険者番号
2. 被保険者氏名
3. 支給却下理由

問い合わせ先